委員会提出議案第1号

取手市議会会議規則の一部を改正する規則について

上記の議案を別紙のとおり、取手市議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

令和5年6月15日

取手市議会議長 金澤 克仁 殿

提出者 議会運営委員会 委員長 佐藤 隆治

提案理由

災害の発生等により議場に参集できない場合など、所定の要件を満たしたときに、会議を欠席し、早退し、又は遅参したため議場にいない議員が、オンライン会議システムを活用して一般質問又は緊急質問を行うことができるようにするため、本規則の一部を改正するものです。

取手市議会会議規則の一部を改正する規則

取手市議会会議規則(昭和45年議会規則第2号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示す ように改正する。

改正後	改正前
(一般質問)	(一般質問)
第 62 条 (略)	第 62 条 (略)
2及び3 (略)	2及び3 (略)

は質問の順序に当たっても質問しないと き, 若しくは議場に現在しないときは, 通 告は、その効力を失う。ただし、第63条 の2第1項の規定により質問する場合(質 問の順序に当たっても質問しないときを 除く。)にあっては、この限りでない。

第63条 (略)

(オンライン会議システムを活用した質 問)

- 第63条の2 公務,疾病,看護,介護,出 産,配偶者の出産補助,育児,忌引,災害 その他やむを得ない理由により会議を欠 席し, 遅参し, 又は早退した議員は, 映像 と音声の送受信により相手の状態を相互 に認識しながら通話することができる方 法(以下この条において「オンライン会議 システム」という。)を活用して、第62条 第1項又は前条第1項の規定による質問 をすることができる。
- 2 議員は、前項の規定によりオンライン会 議システムを活用して質問するときは、あ らかじめ議長の許可を得なければならな V)
- 3 議員がオンライン会議システムを活用し て質問する場合における第50条第1項の 規定の適用については, 同項中「得た後, 登壇してしなければならない。ただし,発 言が簡単なものである場合その他特に議

4 質問の通告をした者が欠席したとき、又 4 質問の通告をした者が欠席したとき、又 は質問の順序に当たっても質問しないと き, 若しくは議場に現在しないときは, 通 告は、その効力を失う。

第63条 (略)

長が許可したときは、議席で発言すること ができる」とあるのは、「得てしなければ ならない」とする。

4 オンライン会議システムを活用した質問 の方法その他必要な事項は、議長が別に定 める。

第63条の3及び第63条の4 (略)

第63条の2及び第63条の3 (略)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。